

基本構想

第1章 基本構想の概要

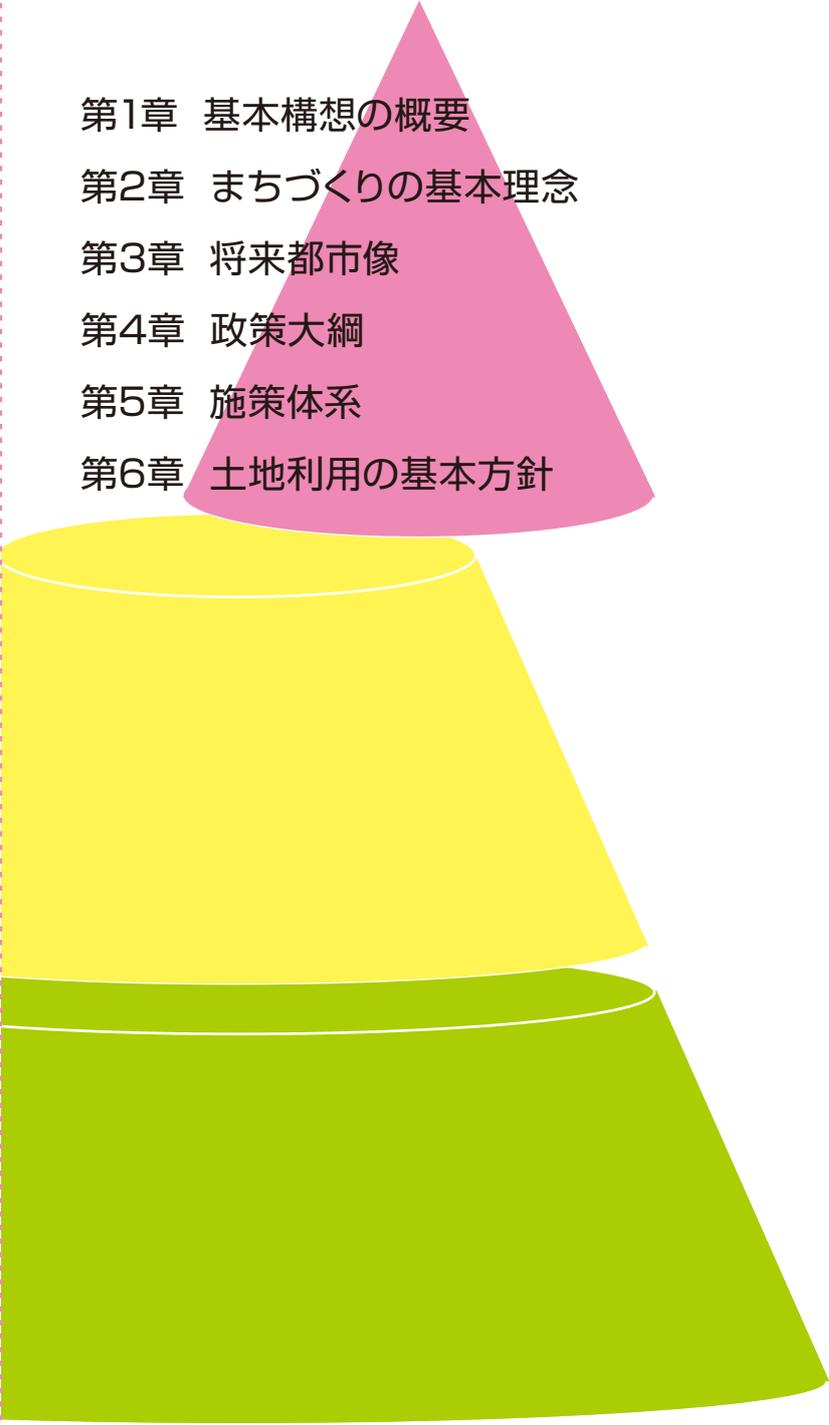
第2章 まちづくりの基本理念

第3章 将来都市像

第4章 政策大綱

第5章 施策体系

第6章 土地利用の基本方針



第1章

基本構想の概要

● まちづくりの基本理念

社会経済環境の変化を見据え、まちづくりの「基本的な考え方」や「取組み姿勢」を示します。

● 将来都市像

まちづくりに関わるすべての人が共有するイメージとして、将来に目指す「まちの姿」を表します。

● まちづくりの政策大綱

将来都市像を実現するための政策目標及びその実現の方向性を体系的に整理したもので、「6つの政策目標」と「基本構想の推進方針」で構成します。

● 土地利用の基本方針

将来にわたって魅力ある都市空間を備えた秩序あるまちづくりを進めるため、地域の立地特性を考慮し、今後の都市機能のあり方を示します。



第2章

まちづくりの基本理念

平成27年度(2015年度)から平成36年度(2024年度)までの10年間を計画期間とし、平成37年(2025年)を目標年次とするまちづくり計画を進める上で、その基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として、次のとおり掲げます。

I. 共生と安心

市民が互いに支え合い、 世代をつなぎ心豊かに暮らせるまちづくり

- 少子高齢社会※において、人口問題・少子化対策をはじめ健康づくり、子育て、医療、介護などの諸課題に対応するため、快適性・利便性などの住み良さと自然と産業が調和した美しくたくましい街並みの中で、市民一人ひとりがまちづくりの一体感を醸成し、生活にゆとりや豊かさを実感できる環境を形成します。
- 「非核平和都市宣言」の下、美しい自然に囲まれた^{ふるさと}郷土と、明るく平和で安全な^{ふるさと}故郷を後世に引き継ぐため、市民一人ひとりが自立し、主体性をもって自らの生活や地域を見つめ直し、誰もが生きがいと誇りを持ちながら、お互いにつながり支え合うことで幸せを感じられ、心豊かにつながる「共生と安心」を大切にします。

- I-1 子どもたちの健やかな成長と個性豊かな人材育成
- I-2 心豊かにつながる支え合いの共生のまちづくり
- I-3 誰もが生涯にわたって安心して暮らせる地域社会の実現
- I-4 住み慣れたまちで自立して生きいきと生活できる社会参加の充実
- I-5 安全・安心な暮らしを支える生活環境の確立

※少子高齢社会：15歳以下の年少人口の割合が低く、65歳以上の老年人口の割合が高い社会のこと。



Ⅱ. 活力と発展

新たな魅力を生み出し、 都市部と幅広い交流ができるまちづくり

- 人口減少社会において、たぐいまれな自然環境や貴重な歴史、豊富な水産資源に加え多様な人材などを活かし、さらなる地域間交流を進めることで、生活、産業などあらゆる活動分野の質的、量的な発展を促し、まちの賑わいや活力を創造します。
- 市民一人ひとりの創造性によって、根室・釧路地域の魅力的な資源を国内はじめ世界に向けて発信し、積極的なヒト・モノ・情報等の交流・連携を進める中で、地域産業の発展を促進します。

- Ⅱ - 1 根室らしいライフスタイル[※]の磨き上げと発信
- Ⅱ - 2 世界に誇る「食」と「観光」の交流都市の実現
- Ⅱ - 3 新たな魅力を生む根室・釧路地域との連携

Ⅲ. 参画と協働

目標を共有し、 ともに行動する地域力の強いまちづくり

- 日常生活を取り巻く課題が多様化する中で、市民一人ひとりが「大切な家族」や「次代を担う子どもたち」が笑顔で生きいきと暮らす姿を思い描きながら、市民、企業、行政のそれぞれの立場を超えて相互に支え合い、助け合い、そして対等な立場で主体的にまちづくりへ参画[※]・協働[※]する仕組みを構築します。

- Ⅲ - 1 協働のまちづくりの推進
- Ⅲ - 2 地域コミュニティ[※]活動の活性化

※ライフスタイル:生活の様式・営み方、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方のこと。

※参画:政策や事業などの計画に加わること。

※協働:同じ目的のために対等の立場で協力して共に働くこと。

※地域コミュニティ:住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

第3章

将来都市像

先人が知恵と努力で築き上げてきた根室市を、次世代に良好な形で引き継いでいくことが、私たちの使命です。

このため、まちづくりの基本理念を踏まえ、共有する将来の根室市の姿を、目指すべき都市像として次のとおり掲げます。

■目指すべき将来都市像



生産・交流都市のかたち

全国屈指の水産都市

- 国内有数の漁業生産高と水産食品製造を核とした雇用環境の充実したまち

世界に誇る「自然」と「食」の交流都市

- たぐいまれな自然環境と豊かな農林水産資源を核とした交流人口が拡大するまち

北方四島との交流拠点都市[※]

- 北方領土の早期返還を核とした四島住民との交流を展開するまち
- 返還後の開発拠点を核とした社会基盤の充実したまち

※交流拠点都市：「ヒト」が行きかい、「モノ」と「情報」等が流動し、産業活動の拠点となる都市のこと。



■将来都市像のイメージ

恵みの海、力強い大地、輝く太陽、あふれる^{いのち}緑、生命を育む湿原、この豊かな自然と優れた歴史遺産は、私たち根室市民の共通の財産です。

この自覚と環境の下で、私たちの目指す「郷土のまちづくり」の根幹は、すべての市民が主役として、生きいきと暮らすことができ、自然資源の豊かさとともに心の豊かさを実感しながら誇りをもって住み続けたいと願う市民を育む、活力に満ち躍動感にあふれた個性豊かな都市です。

また、水産都市としての優位性など、根室市の持つ発展性に『明日への夢』を灯し、ヒト・モノ・情報等が活発に交流する都市としての機能と魅力を高めながら、北海道に欠かすことができない「まち」として、確実に次世代へ継承していくことを市民一丸となって進めます。



海と大地

太平洋、オホーツク海、根釧台地、風蓮湖、春国岱など、海から湿原や大地までの自然と、そこで育んできた産業と生命が織りなす「根室」の原風景を財産とするまちです。



生産と交流

生産の海と大地に、市民一人ひとりが「明日への夢」を灯し、互いに地域コミュニティに支えられながら、楽しく暮らす街並みがあり、都市部*との交流でさらに新しい文化を育むまちです。



* 都市部：農山漁村部などとの対比で用いる都市に分類される地域のこと。



■将来人口

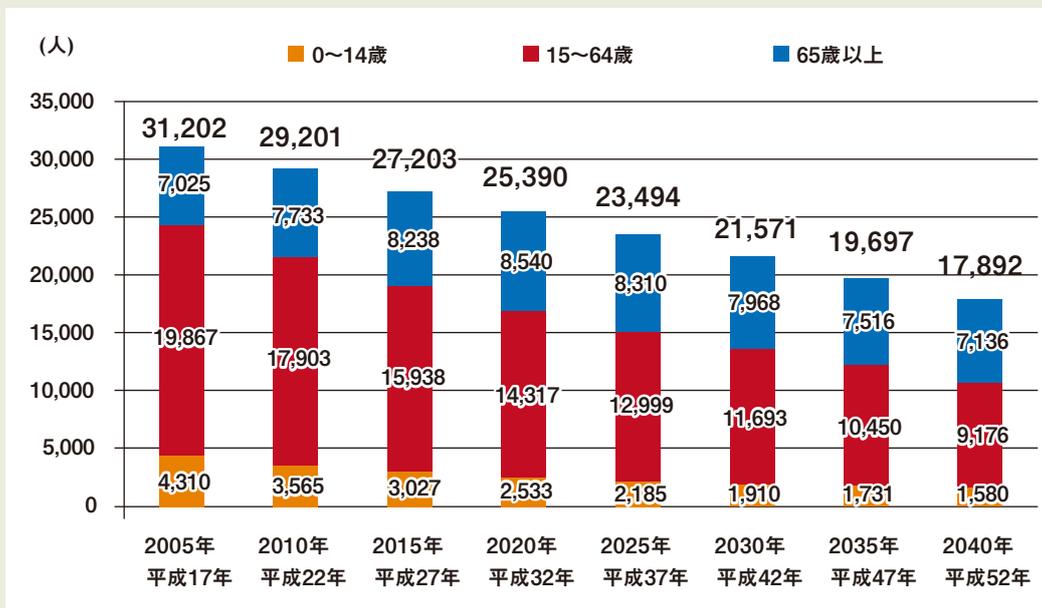
根室市の人口は、国勢調査によると昭和50年(1975年)の45,817人をピークに、以後40年間にわたり減少の一途をたどっています。このピーク時と平成26年(2014年)を比較すると、17,688人(38.6%)、ここ10年では4,170人(12.9%)が減少しています。

超高齢社会*の現実やこの先のさらなる人口減少などを踏まえると、将来にわたって私たちの暮らしに様々な影響を及ぼすことが予想されることから、市民と行政が真に向き合い、今後、起こりうる諸課題を見据えたまちづくりが重要となります。

全国的な傾向と同様に、本市の人口も減少傾向が続くものと予想され、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、本計画の目標年次である平成37年(2025年)には、23,494人(対平成26年比、4,635人、16.5%減)になると推計しています。

このため、本計画における人口指標は、目標年次とする平成37年(2025年)を24,000人と想定した上で、子育て支援や地域振興対策の推進など、市民と行政が協働して将来都市像の実現に向けた取組みを進め、人口減少のスピードを抑制します。

根室市の人口推計



〈資料〉国立社会保障・人口問題研究所推計

*超高齢社会:65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会のこと。なお、65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の7%を超えた社会は高齢化社会、14%を超えた社会は高齢社会と呼ばれる



第4章

政策大綱

目指すべき都市像の実現のため、まちづくりの基本的な目標として「6つの政策目標」と「基本構想の推進方針」を定めます。

政策目標①

互いに支え合い健やかに暮らせるまち

住み慣れた故郷^{ふるさと}で、子どもたちの健やかな成長を支え、またそのエネルギーをまちの活力に換え、さらに、子どもの笑顔で高齢者の生きがいを支えていく連鎖を生み出すことができる心のまちを目指します。

- 保健、医療、福祉、教育などが連携し、「健康増進計画^{※注}」に基づき健康づくりの推進と支援体制の充実を図るとともに、市民の健康づくりを支え、心身ともに健康な生活を送ることができる環境づくりに取組みます。
- 市内医療機関が連携し、市立根室病院を中心に市民が安心して良質な医療を受けることができる体制を充実します。また、新たな「収支改善計画^{※注}」を策定し、病院経営の改善に向けた取組みと、市民に愛され、信頼される病院づくりを基本とした経営の見直しに取組みます。
- 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するとともに、地域ぐるみで子どもの遊びや活動を支援し、子育ての喜びを実感できる地域づくりに取組みます。
- 「子ども・子育て支援事業計画^{※注}」に基づき保育所や幼稚園、子育て支援拠点の整備充実を図るとともに、多様化する保育ニーズに応えることができるよう、保育サービスの充実に取組みます。
- 高齢者が住みなれたまちで安心して暮らすことができるよう、「高齢者保健福祉計画^{※注}」に基づき見守り活動や相談体制などを充実するとともに、豊富な知識と経験を活かせる場を提供し、高齢者の生きがいと元気づくりに取組みます。
- 介護従事者の確保に向けた取組みを進めるとともに、多様化する介護ニーズに応えることができるよう、民間事業者との連携の下、高齢者の自立支援と介護予防の充実に取組みます。

※注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。



- 障がいのある人の社会参画の実現のためのきめ細かなサービスを充実するとともに、「障がい者・障がい福祉計画^{※注}」等に基づき地域で障がいのある人を支え、住み慣れた地域で暮らせる環境づくりに取組みます。
- 思いやりを大切にする福祉意識の育成をはじめ、ボランティア活動の実践など市民参画による福祉活動を促進し、身近な地域の中でお互いに助け合い支え合う地域づくりに取組みます。
- 民生委員児童委員、関係機関等との連携の下、「生活保護自立支援プログラム^{※注}」等に基づき援助が必要な市民の把握、相談体制の充実など、年齢や障がいの有無、性別、国籍などの違いを超えた支え合いの地域づくりに取組みます。
- 年金、医療制度の啓発活動を充実し、将来にわたり市民が安心して生活できるよう、国民健康保険・介護保険制度の健全運営に取組みます。



※注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。



政策目標②

安全・安心に暮らせる都市基盤の充実したまち

まちの魅力と活力を維持する中で、町会や企業、関係機関等の連携を通じて、住んでいる人はもちろん訪れる人の誰もが、安全・安心で快適に過ごすことができるまちを目指します。

- 火災や救急など不測の事態に即応できる消防力の充実強化を図り、市民の生命と財産を守るとともに、「消防計画^{※注}」に基づき消防団や民間防火組織との連携の下、予防活動の強化に取組みます。
- 地震・津波・大雪などによる被害を最小限に抑えるため、「地域防災計画^{※注}」等に基づき防災組織の連携促進や防災・減災に対する市民意識を高めるとともに、公共施設などの耐震化や迅速な情報伝達基盤の構築などを積極的に推進し、地域防災力の強化に取組みます。
- 「交通安全都市宣言」の下、市民と行政とが一体となって、「交通安全計画^{※注}」に基づき事故防止対策や防犯活動を推進するとともに、健全な消費生活の実現のための情報提供の体制を充実し、日常生活における消費者問題への意識向上に取組みます。
- 「水道ビジョン^{※注}」に基づき安全で安心な水の安定的な供給体制の維持を図るとともに、水道事業の効率的な運営と災害に強い施設整備に取組みます。また、快適な生活環境や水質保全を図るため、「下水道施設長寿命化計画^{※注}」等に基づく下水道事業の健全経営に取組みます。
- 市民と行政とが一体となって、「一般廃棄物処理基本計画^{※注}」等に基づき廃棄物の適正処理や減量・再資源化の推進、並びに生活環境施設の整備充実に取り組めます。
- 良質な市営住宅を適正に供給するため、「公営住宅長寿命化計画^{※注}」等に基づき市営住宅などの計画的な維持管理を進めるとともに中心部への集約化を検討し、子育て世代や高齢者、障がいのある人などの入居ニーズに対応した住環境の改善に取り組めます。
- ゆとりと潤いのある緑の生活環境を作るため、市民の緑化意識の高揚を図るとともに、「緑の基本計画^{※注}」に基づき子どもから高齢者、障がいのある人まで幅広く利用できる交流の拠点となる公園・緑地づくりに取組みます。
- 安定した生活交通の維持確保のため、「生活交通基本計画^{※注}」を策定し、市内バス路線をはじめ、都市間バス、鉄道、航空路線などの公共交通の利用を促進するとともに、事業者や周辺自治体等と連携し、利便性の確保対策に取り組めます。

※注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。



- 国や北海道など道路管理機関と連携し、幹線道路や市道の適正な管理を推進するとともに、防災機能の向上や冬期間の機能確保のための除排雪体制の強化を図り、安心して快適な道路網の整備に取り組めます。
- 地域経済の活性化や地域内外との交流を促進するため、周辺自治体等と連携し、高速自動車道及び地域高規格道路の整備を促進し、道路交通網の高速化と防災対策のための幹線道路ネットワークの構築を図ります。
- 北方四島交流の拠点として、さらには地域産業を支える重要な社会資本として、「港湾計画^{※注}」に基づき国の支援を受けながら重要港湾根室港の機能強化に取り組めます。
- 市民生活の利便性向上や地域の活性化を図るため、「地域情報化計画^{※注}」に基づき高度情報化社会に対応した情報通信基盤の活用を促進するとともに情報の地域格差の是正に取り組めます。



※注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。



政策目標③

個性を伸ばし豊かな心と感性を育むまち

たぐいまれな自然と調和した住環境の中で、市民一人ひとりが生涯を通じて学び、活躍できる多様な機会を提供し、住み慣れた故郷の豊かさ^{ふるさと}を実感できる教育・文化のあるまちを目指します。

- 多様化する教育環境の中で家庭教育の重要性を認識するとともに、「放課後子どもプラン^{※注}」や「子ども読書活動推進計画^{※注}」に基づき家庭・地域・学校の連携を強化し、安心して子育てできる環境づくりや家庭教育に関する学習機会の充実に取組みます。
- 幼稚園・保育所・小学校の相互理解を促進し、「子ども・子育て支援事業計画^{※注}」に基づき豊かな人間性を培うための基礎を育むとともに、私立幼稚園や保護者への支援など幼児教育の充実に取組みます。
- 学力の二極化や学習意欲の低下などが課題となっている状況の中で、学ぶ楽しさを実感できるような授業の充実に努めるとともに、意欲的に学び合う児童・生徒の育成など義務教育の充実に取組みます。
- 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に応じた適切な修学を図るため、通教指導教室や特別支援教育支援員などを活用し教育支援体制を充実するとともに、保健、福祉分野等と連携した特別支援教育の充実に取組みます。
- 個々の学力に応じた教育の提供のため、変化する時代の要請に対応できる高等学校教育の充実にに向けた取組みを支援します。
- 次代を担う子どもたちへの教育効果を維持するため、「小中学校適正配置計画^{※注}」を策定し、学校の統廃合や学校施設の計画的改修などにより、良好な教育環境を確保するとともに、学校全体の情報環境の充実に取組みます。
- 市民が生涯にわたって学び豊かな心を育むことができるよう、「社会教育計画^{※注}」等に基づき生涯学習活動のしやすい環境づくりと互いに学び合う機会を充実するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり活躍できる多様な機会の提供に取組みます。
- 「スポーツ・健康都市宣言」の下、誰もが日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるように、「スポーツ推進計画^{※注}」に基づき競技団体や指導者の養成、施設の充実などを通じて、市民の健康づくりのための『市民一人1スポーツ』の推進に取組みます。

※注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。



- 地域に存在する歴史、芸術文化を掘り起こし、保存・継承するための積極的な支援を行い、市民が伝統文化に触れ合う機会をつくり、「社会教育計画^{※注}」に基づき郷土^{ふるさと}ねむろへの愛着と豊かな心の育成、新たな文化の創出など地域文化の振興に取り組めます。
- 「青少年健全育成都市宣言」の下、様々な地域や世代間の交流を広げながら、地域全体で青少年の健全育成に取り組む活動を通じて、心の通った地域づくりを進めるとともに、勤労青年のまちづくり活動への積極的な参画を促すなど活躍の場の創出に取り組めます。



※注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。



政策目標④

自然と共生し優れた環境を未来へつなぐまち

自然資源の賢明な利用の取組みが活発化する中で、市民、地域、企業、行政が一丸となって、自然環境の保全や再生可能エネルギー[※]の利活用、地域産業との連携、自然再生の取組みを推進し、優れた環境を未来につなぎ自然と共生するまちを目指します。

- 市民生活に安らぎと癒しを与える自然環境を、守り育て次世代に継承していくために、市民、地域、企業、行政が一体となって、自然環境の保全に努めるとともに、市民が衛生的で快適な生活を営むための生活環境の維持向上に取り組めます。
- 緑豊かな森林と風光明媚な海岸など、根室十景^{ふうこうめいび}をはじめとする恵まれた自然環境と調和した快適なまちづくりのために、自然保護思想の普及と啓発に取り組めます。
- 春国岱を中心とするラムサール条約[※]登録湿地などの環境保全を促進するとともに、貴重な価値を再認識する中で、環境維持を図りながら持続的な利用促進を図ります。
- 豊かな自然環境から生み出される資源を有機的に活用するために、「エネルギービジョン^{※注}」を策定し、再生可能エネルギーの利活用の促進を図ります。
- エゾシカ等による森林や農林水産業への被害を軽減するために、「鳥獣被害防止計画^{※注}」に基づき防護・捕獲・環境整備を基本とした対策を講じるなど、関係機関と連携を密にし、被害拡大の防止策に取り組めます。



※ 再生可能エネルギー：太陽光、風力、バイオマスなど自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーのこと。

※ ラムサール条約：地球規模で移動する渡鳥を保護するために、国家間で協力して「湿地」を保全することを目的とした環境条約のこと。

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。

※注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。





政策目標⑤

地域資源を活かし活力と躍動感に満ちたまち

全国屈指の水産都市としての役割を果たしていく中で、農林業、商工業、観光の各分野を加えた足腰の強い経済基盤を確立し、安定的に雇用を創出する活力に満ちあふれたまちを目指します。

- 就業者の高齢化や減少、国際化など農林漁業を取り巻く情勢の変化に対応するために、後継者も含めた担い手育成などによる経営体質の強化など、農林漁業が持続的に発展するための担い手対策に取り組めます。
- 市内4漁協と連携の下、「沿岸漁業振興計画^{※注}」に基づき資源増大対策や漁港等の機能強化、科学的な見地に基づく調査研究など、持続可能な沿岸漁業[※]の振興に取り組めます。
- 水産業の振興に多大な影響を及ぼす対口漁業など国際漁業を維持発展させるために、市内4漁協をはじめ関係団体と連携し、強力な漁業外交の推進、対口交渉への積極的関与など、国等に対する要請活動に取り組めます。
- 強みである水産資源を最大限に活用するために、付加価値の高い水産加工食品の研究開発の推進や低利用資源の利活用を促進するとともに、労働力確保を含めた経営基盤安定化対策など、水産食品製造業の振興に取り組めます。
- 根室産水産物の普及・拡大を図るために、消費者の視点に立った衛生管理の高度化や地域HACCP[※]化の実現に向けた取り組みを進めるとともに、ブランド化等による付加価値の向上など、良質かつ安全・安心な水産物の安定供給に取り組めます。
- 「環境保全型農業農村基本計画^{※注}」に基づき、自然環境と共存した持続可能な農業生産を確立するため、自給飼料基盤[※]に立脚した自然循環型の酪農を促進するとともに、安全・安心な生乳などの安定供給を担う、生産性の高い酪農経営体の育成など農業の振興に取り組めます。
- 森林資源の循環利用を進めるために、「森林整備計画^{※注}」等に基づき環境教育や健康増進、自然とのふれあいの場など多面的機能を発揮する森林の保全に努めるとともに、地域住民や企業などと行政が一体となって、植樹活動や森林づくりなどに取り組めます。
- 地域に密着した愛される商店街づくりを促進するとともに、中小企業振興基本条例に基づく、「産業振興ビジョン^{※注}」を推進し、新しい時代に挑戦する創造性と意欲に富んだ経営者の育成支援など、商工業の振興に取り組めます。

※ 沿岸漁業：こんぶ採藻漁業、かれい刺網漁業、さけ定置網漁業、うに潜水器漁業、かき養殖漁業、あさり採貝漁業をはじめとした無動力漁船及び総トン数10トン未満の動力漁船を使用した漁業や漁船を使用しない漁業のこと。

※ 地域HACCP：地域(各自治体等)が独自に定めた基準で審査を行う食品の衛生管理方式のこと。なお、HACCPとは1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の方式。

※ 自給飼料基盤：飼料生産基盤の計画的な整備や飼料作物生産のための機械・施設の整備のほか、効率的な飼料生産を行うためコントラクターやTMRセンターなどの飼料生産組織の育成・支援など、自給飼料の増産体制基盤のこと。

※ 注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。



- 豊かな自然環境や歴史などの資源を活かした滞在型の観光地づくりをはじめ、「観光のまちづくり基本方針^{※注}」に基づき広域連携による取組みを進めるとともに、「味覚観光都市ねむる宣言」の下、一次産業と観光産業の連携による食観光を促進し、交流人口の拡大に取組みます。
- 基幹産業である漁業・酪農業を核とした起業・雇用の促進を図るために、6次産業化や農商工連携の推進を図るとともに、時代の要請に応える産業人材の育成や新事業を創造するクラスター活動[※]の活性化なども含め、産学官金連携[※]の推進に取組みます。
- 成長するアジアとの交流拡大に向けて、本市企業が持つ海外拠点や多様なネットワークを活用した根室産品の国際ブランドの確立のために、ベトナムなどのASEAN(東南アジア諸国連合)諸国[※]との経済交流の推進に取組みます。
- 移住体験や二地域居住など都市住民との交流による地域づくりを推進するために、「定住・移住促進計画^{※注}」を策定し、情報の発信や受入体制の整備を進め、交流人口の拡大など移住交流の促進を図ります。
- 労働力人口の確保、地域経済の活力を維持していくため、新規学卒者を含む若年者の雇用促進と地元定着に向けた就職支援をはじめ、女性の就業支援や高齢者の再就職促進など、働くことができる全ての人の多様な就業機会の確保を図るほか、季節労働者対策などに取組みます。



※ クラスター活動：企業、大学、研究機関、自治体などが、地理的に集積し、相互の連携・競争を通じて新たな価値を創出する活動のこと。

※ ASEAN諸国：タイ・マレーシア・フィリピン・インドネシア・シンガポール・ブルネイ・ベトナム・ラオス・ミャンマー・カンボジアの東南アジア10カ国のこと。

※ 産学官金連携：新技術の研究開発や、新事業の創出を図ることを目的として、民間企業、大学や研究機関、政府や地方公共団体、金融機関が連携すること。

※ 注 資料編「2. 分野別個別計画等一覧」を参照のこと。



政策目標⑥

北方領土の復帰を目指すまち

北方領土の早期復帰に向けた取組みを積極的に推進するとともに、領土返還後における開発拠点の役割を果たすため、北方四島との交流拠点都市としての社会基盤が充実したまちを目指します。

- 北方領土返還要求運動原点の地としての役割を果たすために、国や北海道、関係機関等と一丸となって新たな運動の担い手の育成や北方領土問題に関する国民世論の啓発などの推進に取り組めます。
- 北方四島在住ロシア人との相互理解の増進を図り、北方領土問題の早期解決に寄与するために、北方四島への訪問及び北方四島在住ロシア人の受入れ、北方墓参[※]及び自由訪問[※]、人道支援事業[※]などの円滑な推進に取り組めます。
- 北方領土問題の長期化により極めて厳しい状況下に置かれたまちを、安定した地域社会として形成するために、国や北海道、管内4町をはじめ関係機関と一層連携を密にして、地域の振興対策に取り組めます。
- 北方領土の母都市としての機能・基盤を確固たるものにするために、北方領土の返還を視野に入れた社会基盤の整備と関連施策の促進を図り、北方四島・ロシア極東地域と一体化した経済圏としての経済特区機能及び自由貿易地域機能の形成に取り組めます。



※ 北方墓参：元島民及びその家族による墓参のための訪問のこと。

※ 自由訪問：元島民とその家族が、故郷である北方四島に訪問すること。

※ 人道支援事業：北方四島住民に対し、真に人道的に必要な支援を行うこと。現在、患者受入事業、医師・看護師等研修事業、四島住民に対する健康診断及び北方四島医療支援促進事業の4つの事業。



基本構想の推進方針

基本構想の実現に向けて、政策目標で共通して取り組むべき方針を示します。

1. 市民参画によるまちづくりの推進

- 生活・文化・交流などの拠点として位置づけられる地域コミュニティ活動の活性化を促進し、市民一人ひとりの自治意識の向上に取り組めます。
- 性別役割分担意識の是正やワーク・ライフ・バランス[※]の普及促進など、「男女共同参画基本計画^{※注}」に基づき、広く人権に対する意識向上に取り組めます。
- 市民の意見や創意がまちづくりに活かされるように、施策や事務事業に対して、市民の意見や提案が反映できる仕組みづくりに取り組めます。
- 「まちづくり協働プラン^{※注}」に基づき地域やボランティア、NPO[※]などによる活動への支援を通じて、市民がまちづくりに主体的に参加できる仕組みづくりとともに、「市民活動団体との協働指針^{※注}」に基づきそのネットワーク化を図り、市民と行政による協働のまちづくりに取り組めます。

2. 市内外との連携・交流の促進

- 市民、企業、行政が連携した観光振興や移住・定住の促進、姉妹都市などの幅広い交流を推進し、観光客や移住者から選ばれるまちづくりを進め、交流人口の拡大に取り組めます。

3. 市民の信頼に応える開かれた行政運営

- 市民の視点に立ち、市民から信頼される公平で質の高い行政事務を行うため、多様化する市民ニーズに対応できるようにPDCAマネジメントサイクル[※]による行政運営の推進を図り、「職員研修基本計画^{※注}」に基づき職員の能力開発に取り組めます。
- 社会経済情勢の変化に沿った創造力と機動性ある市政運営のため、「行財政改革プラン^{※注}」に基づき広報広聴の機能を高めるとともに、市民の個人情報適正に取り扱うなど、市民と行政の信頼関係の強化に取り組めます。

4. 効果的・効率的な行政執行の推進と健全な財政運営

- 「改革実行計画^{※注}」や毎年度作成する「財政収支試算^{※注}」に基づき、事務事業に要する既存経費の見直しを積極的に進めるとともに、「公共施設等総合管理計画^{※注}」を策定し、中長期的な視点から効果的・効率的な行政執行の推進と健全な財政運営に取り組めます。
- 限りある財源を効果的・効率的に活用するため、行政評価の仕組みを確立し、その効果や成果がわかりやすい行政執行に努め、施策の優先度に応じた予算配分の重点化に取り組めます。
- 「市税完納都市宣言」の下、市税をはじめとする公金の収納率向上に努めるとともに、ふるさと納税制度の活用強化など、自主財源確保に積極的に取り組めます。

5. 基本計画・実施計画の策定とその推進

- 本構想に基づき10カ年の「基本計画」及び毎年度直近3カ年の「実施計画」を策定し、市民参画の下、関係機関・団体との連携と協調を図り、計画の実現を目指した施策や事務事業の推進に取り組めます。
- まちづくりの目標とその水準を分かりやすく示すため、基本計画に市民、企業、行政などと共有する目標値を設定し、成果指標[※]としてその推進に取り組めます。

※ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和):働くすべての方々が、「仕事」と「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方や生き方のこと。

※ NPO:民間非営利活動団体のこと。このうち特定非営利活動促進法に基づく認証法人をNPO法人という。

※ PDCAマネジメントサイクル:業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(act)という4段階の活動を繰り返し行うことで継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

※ 成果指標:政策や施策の成果を測りその状態を示すものであり、市民の観点から捉えた具体的な効果や効用を基準として、行政活動に関する評価のための指標のこと。

※ 注 資料編「2.分野別個別計画等一覧」を参照のこと。

第5章

施策体系

基本構想

基本理念

共生と安心

活力と発展

参画と協働

将来像

海と大地に根ざす
生産・交流都市ねむろ

政策目標

① 互いに支え合い健やかに暮らせるまち

- | | |
|------------|--------------|
| 1 健康づくりの推進 | 6 高齢者介護の充実 |
| 2 地域医療の充実 | 7 障がい福祉の充実 |
| 3 子育て支援の充実 | 8 地域福祉の充実 |
| 4 児童保育の充実 | 9 生活自立支援 |
| 5 高齢者福祉の充実 | 10 社会保障制度の運営 |

② 安全・安心に暮らせる都市基盤の充実したまち

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1 消防・救急体制の充実 | 7 公園・緑地の環境整備の推進 |
| 2 防災・減災対策の強化 | 8 地域交通の維持確保 |
| 3 地域安全対策の充実 | 9 道路・河川の整備と管理 |
| 4 上下水道の充実 | 10 港湾の機能強化 |
| 5 生活環境施設の充実 | 11 地域情報基盤の強化 |
| 6 住環境の改善 | |

③ 個性を伸ばし豊かな心と感性を育むまち

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 家庭教育の充実 | 6 教育環境の整備 |
| 2 幼児教育の充実 | 7 生涯学習活動の推進 |
| 3 義務教育の充実 | 8 スポーツ活動の推進 |
| 4 特別支援教育の充実 | 9 歴史・芸術文化の振興 |
| 5 高等学校教育の充実 | 10 青少年の健全育成 |

④ 自然と共生し優れた環境を未来へつなぐまち

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 環境保全の推進 | 3 自然資源の賢明な利用促進 |
| 2 自然保護の推進 | 4 再生可能エネルギー利活用の促進 |

⑤ 地域資源を活かし活力と躍動感に満ちたまち

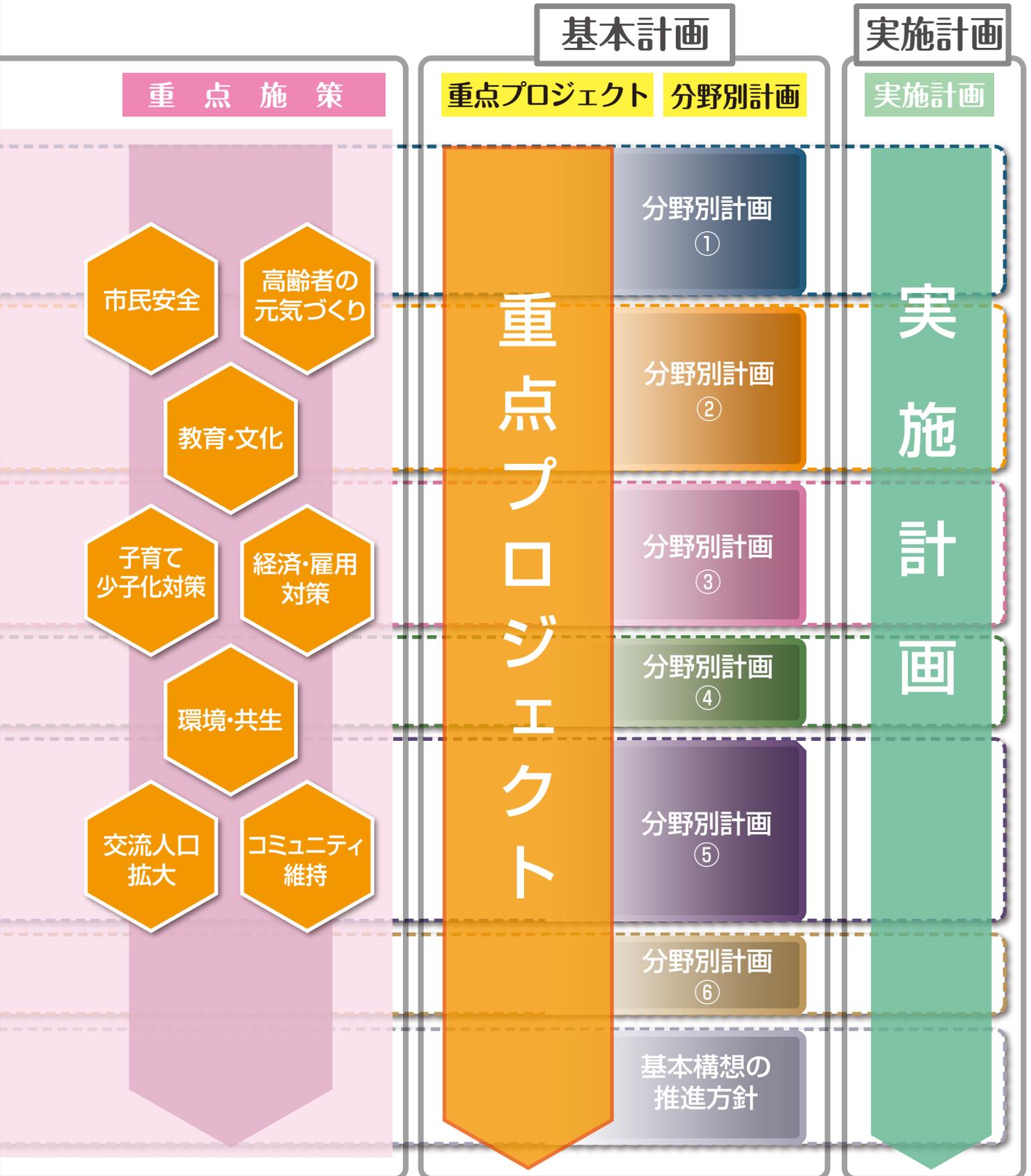
- | | |
|----------------|----------------|
| 1 農林漁業の担い手対策 | 8 商工業の振興 |
| 2 沿岸漁業の振興 | 9 自然・歴史・食観光の振興 |
| 3 国際漁業対策 | 10 産業連携の促進 |
| 4 水産食品製造業の振興 | 11 海外との経済交流の推進 |
| 5 安全・安心な水産物の供給 | 12 移住交流の促進 |
| 6 農業の振興 | 13 就業環境の充実 |
| 7 林業の振興 | |

⑥ 北方領土の復帰を目指すまち

- | |
|----------------------|
| 1 北方領土の復帰を目指す取組みの推進 |
| 2 北方領土の復帰に向けた社会基盤の整備 |

基本構想の推進方針

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1 コミュニティ活動の活性化 | 5 開かれた市政運営と市民協働 |
| 2 男女共同参画の促進 | 6 チャレンジする組織・人材 |
| 3 姉妹都市・国際交流の推進 | 7 計画的で持続可能な財政運営 |
| 4 広域連携の推進 | |



第6章

土地利用の基本方針

総面積506.25km²(歯舞群島94.84km²を含む)の広さを持つ根室市は、都市地域のほかに、農業地域、森林地域、春国岱に代表される自然公園地域など、さまざまな地域によって構成されています。

土地は、限られた市民の貴重な財産であり、市民生活や経済活動の基盤となることから、土地の利用に当たっては、公共の福祉を優先しつつも、自然環境の保全と共生に配慮しながら、都市機能のあり方や地域の立地特性を考慮し、現在及び将来にわたって、適正かつ計画的な土地利用を進めていく必要があります。

このことから、市民生活に一層のゆとりとうるおいを与え、魅力ある都市空間を備えた秩序あるまちづくりのため、次のとおり機能区分別に土地利用の方針を定めます。

● 都市地域

周辺の自然環境に配慮しながら、計画的で効率的な市街地形成を図るとともに、安全性の確保と快適な生活環境を創造するため、公園や緑地などの機能充実、うるおいや安らぎが感じられる景観づくり、超高齢社会に対応できる環境整備、交通機能の充実、自然災害の予防対策など、都市機能の向上について、既存市街地の活用に力点を置きながら、総合的かつ計画的に推進します。

● 集落地地区

厚床・落石・和田・歯舞などの集落地については、居住環境の向上と定住の促進につながる基盤整備に努めます。

● 農業地域

農用地の確保と保全に努めるとともに、食料生産のほか、環境、景観、国土保全など、多面的な機能の維持に努めます。

● 森林地域

森林の持つ国土保全、水源かん養、保健休養などの公益機能を総合的に発揮できるよう、計画的な森林整備と無秩序な開発の未然防止に努めます。



● 自然公園・自然保護地域

たぐいまれな自然環境・景観を有している野付風蓮道立自然公園を貴重な野生動植物の生息地域として、適切な保全と共生に努めます。

また、サカイツツジの自生南限地として、学術的にも貴重な場所となっている落石岬や、その他の自然公園地域以外の自然形成地域についても、その適切な保全に努めます。

● 土地利用基本計画図



